

第1章 計画の基本的な考え方（案）

1-1 計画策定の背景と目的

本区は、定住人口の増加、都市機能の集積による活発な事業活動により、温室効果ガス排出量や廃棄物の増加など、多大な環境負荷が懸念されています。また、都心区であるがため、緑が少なく、積極的に緑化を推進していく必要があります。

このような背景のなか、平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災による電力不足などの問題は、大量のエネルギーを消費している今日の社会のあり方を見つめ直し、私たちが安心して暮らすことのできる持続可能な社会の必要性を改めて認識させました。

持続可能な社会づくりを推進していくためには、私たちが地球温暖化などの地球規模での環境問題に対する理解を深めるとともに、日常生活や事業活動を環境負荷の少ないライフスタイルに変えていくなど、足元から行動していくことが求められています。

国外の動向に目を向けると、平成27（2015）年12月に、フランスのパリで開催された、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、地球温暖化対策の新たな国際的枠組みであるパリ協定が採択されました。本協定を踏まえ、翌年5月に国全体（政府、地方公共団体、国民、事業者等）で取り組むべき対策を盛り込んだ「地球温暖化対策計画」が閣議決定されています。

一方、本区においては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村が、大会後に新たなまちに生まれ変わることを契機として、誰もが住みやすく、快適に過ごせるよう、環境にやさしいまちづくりを一層推進していかななくてはなりません。

このような状況のなか、平成30年3月に「中央区環境行動計画」の期間が満了となり、区は、新たな望ましい環境像「水とみどりに満ちあふれ 地球にやさしく 未来につながるまち 中央区」を掲げるとともに、その実現のための新たな基本目標、さらには、基本目標に基づく施策を示した、環境政策に関する総合的な計画として、「中央区環境行動計画2018」を策定しました。

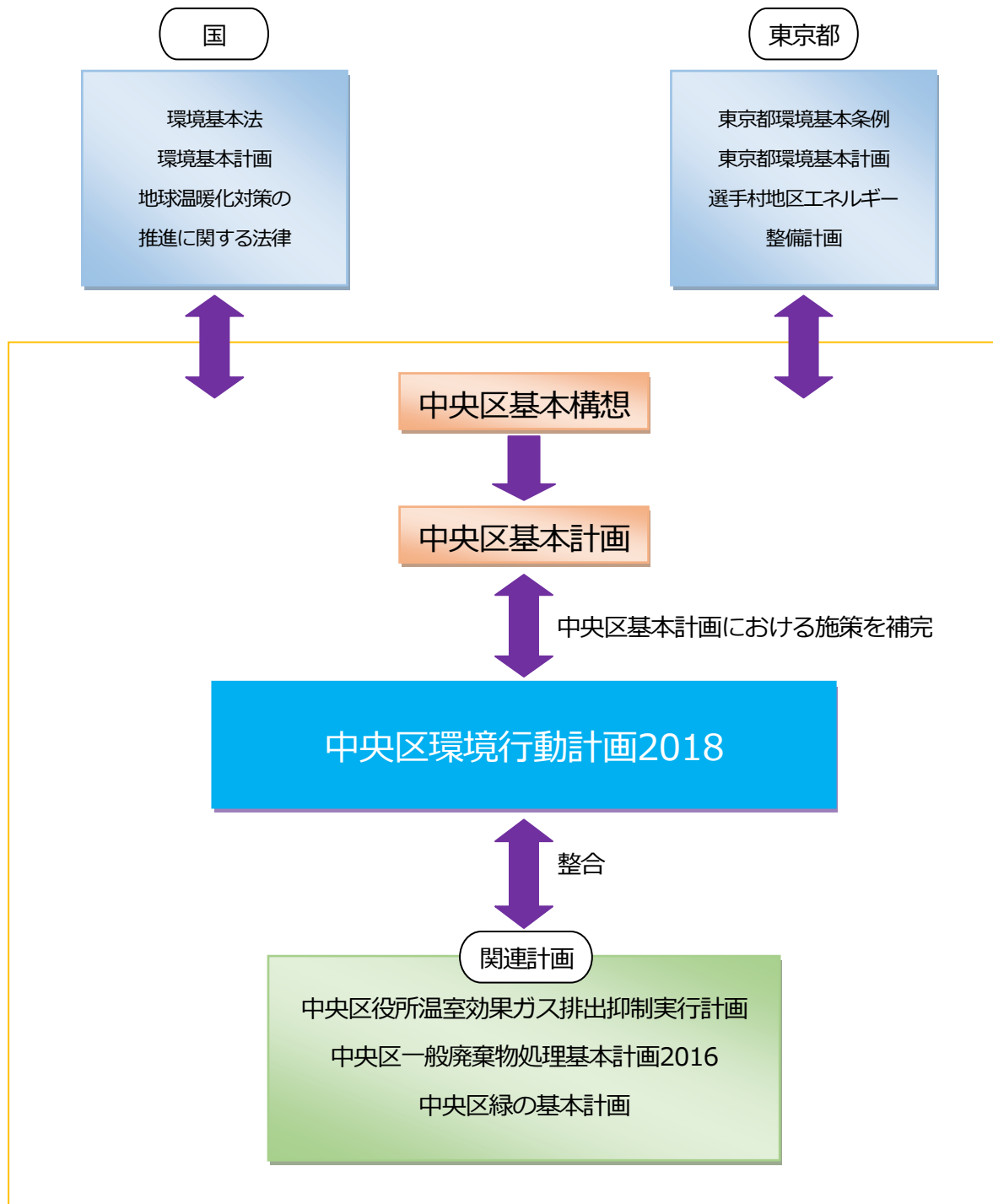
1-2 計画の役割

本計画は、区の施策を環境という視点から体系化するとともに、区が策定する個別計画や事業に対して、環境保全に関する基本的方向を示すものです。

また、区民、事業者が、日常生活や事業活動における環境に配慮した取組を主体的に実践していくとともに、互いに連携を図っていくことにより、望ましい環境像の実現をめざしていくものです。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、環境基本法第36条及び地球温暖化対策の推進に関する法律第19条第2項に規定されている「地方公共団体の施策」を受けて策定する計画であり、「中央区基本構想」および「中央区基本計画」を環境施策の側面から補完するものです。



1-4 計画の期間

平成30（2018）年度から平成39（2027）年度までの10年間とし、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5カ年を「前期」、平成35（2023）年度から平成39（2027）年度までの5カ年を「後期」とします。ただし、計画期間中の社会状況の変化に応じて、計画の見直しを行います。